

貸家契約特約

(特約の内容)

第1条 この特約は、貸家の建物を共済保険の目的として契約する場合の取扱いについて定めたものである。

(共済保険金)

第2条 この特約が附帯される普通共済保険約款（以下「普通共済保険約款」という。）第2条第1項第3号の風水雪害共済保険金については、損壊区分に応じ、下表に定める金額を支払う。

損壊区分	共済保険金の額
全壊	損害修復費用の実損額。ただし、1回の事故につき、次の（ア）又は（イ）のうち小さい額を限度とする。 （ア）共済保険証券記載の共済保険金額×40% （イ）200万円
半壊A	損害修復費用の実損額。ただし、1回の事故につき、次の（ア）又は（イ）のうち小さい額を限度とする。 （ア）共済保険証券記載の共済保険金額×20% （イ）100万円
半壊B	損害修復費用の実損額。ただし、1回の事故につき、次の（ア）又は（イ）のうち小さい額を限度とする。 （ア）共済保険証券記載の共済保険金額×10% （イ）50万円
一部壊	損害修復費用の実損額。ただし、1回の事故につき、次の（ア）又は（イ）のうち小さい額を限度とする。 （ア）共済保険証券記載の共済保険金額×2% （イ）10万円

2 普通共済保険約款第2条第1項第4号の車両飛び込み損害共済保険金については、損壊区分に応じ、下表に定める金額を支払う。

損壊区分	共済保険金の額
全壊	損害修復費用の実損額。ただし、1回の事故につき、次の（ア）又は（イ）のうち小さい額を限度とする。 （ア）共済保険証券記載の共済保険金額×40% （イ）200万円
半壊A	損害修復費用の実損額。ただし、1回の事故につき、次の（ア）又は（イ）のうち小さい額を限度とする。 （ア）共済保険証券記載の共済保険金額×20% （イ）100万円
半壊B	損害修復費用の実損額。ただし、1回の事故につき、次の（ア）又は（イ）のうち小さい額を限度とする。 （ア）共済保険証券記載の共済保険金額×10% （イ）50万円
一部壊	損害修復費用の実損額。ただし、1回の事故につき、次の（ア）又は（イ）のうち小さい額を限度とする。 （ア）共済保険証券記載の共済保険金額×2% （イ）10万円

3 普通共済保険約款第2条第1項の共済保険金のうち次に掲げる共済保険金については支払わない。

- (1) 水濡れ損害共済保険金
- (2) 失火見舞共済保険金
- (3) 物置、納屋、土蔵の全半焼見舞共済保険金
- (4) 地震、噴火、津波による損害見舞共済保険金
- (5) 死亡弔慰共済保険金

4 普通共済保険約款第2条第1項の共済保険金のうち次に掲げる共済保険金については、普通共済保険約款第2条の規定を準用して支払う。

- (1) 火災共済保険金
- (2) 臨時費用共済保険金
- (3) 水道管等凍結破裂損害共済保険金
- (4) 風呂の空焚き見舞共済保険金

附 則

1. この特約は、この法人の移行（設立）の登記の日（平成26年4月1日）から施行する。